

津市避難路沿道建築物耐震対策事業補助金交付要綱

平成30年9月28日訓第45号

改正 令和元年10月21日訓第9号

令和5年3月27日訓第12号

令和6年3月21日訓第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難路沿道建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路沿道建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第7条第2号に掲げる要安全確認計画記載建築物のうち、その敷地が避難路に接する通行障害既存耐震不適格建築物であって、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものをいう。
- (2) 避難路 法第5条第3項第2号の規定により三重県建築物耐震改修促進計画に記載された道路をいう。
- (3) 通行障害既存耐震不適格建築物 法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (4) 耐震診断 耐震診断が実施されていない建築物又は耐震診断の結果が不明である建築物に対し、法第12条第1項に規定する技術指針事項（以下「技術指針事項」という。）に基づき実施する耐震診断をいう。
- (5) 耐震補強計画 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物に対し、建築物の地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修を行うための耐震補強計画であり、かつ、その内容について地震に対する安全性を評価した結果、建築物が地震に対して安全な構造となるものをいう。

- (6) 耐震改修 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された建築物に対して行う法第2条第2項に規定する耐震改修又は当該耐震改修に代えて行う建替え若しくは除却であり、かつ、その内容について地震に対する安全性を評価した結果、建築物が地震に対して安全な構造となるもの（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の交付を受けることが確実であると認められるもの（同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく確認が不要な場合及び耐震改修に代えて除却を行う場合を除く。）に限る。）をいう。
- (7) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体が建築物の耐震診断の結果並びに耐震補強計画に関する評価及び判定を行うために設置した機関をいう。
- (8) 補助対象建築物 避難路沿道建築物のうち、次のいずれにも該当するものをいう。
- ア 建築基準法令の規定（建築基準法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定をいう。以下同じ。）に違反していない建築物（耐震関係規定（法第5条第3項第1号に規定する耐震関係規定をいう。以下同じ。）以外の建築基準法令の規定に違反がある場合は、当該違反の是正が行われることが確実であると認められるものを含む。）
- イ 国及び地方公共団体以外の者が所有する建築物
- ウ 本市の区域内に存する建築物
- (9) 一級建築士等 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士及び同条第4項に規定する木造建築士をいう。
- (10) 耐震対策 避難路沿道建築物の耐震診断、耐震補強計画及び耐震改修であって、耐震判定委員会又は市長が適切であると認める者が技術指針事項に基づき適切であると判定したものをいう。
- (11) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。
- (12) マンション 共同住宅のうち、耐火建築物及び準耐火建築物であって、延べ面積が1,000平方メートル以上であり、地階を除く階数が3階以上のものをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「避難路沿道建築物耐震対策事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

（補助事業等）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付対象経費の限度額及び交付限度額は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、一の補助対象建築物について各補助事業につき1回に限り、これを交付するものとする。ただし、補助事業が複数年度にわたる場合は、この限りではない。

（交付申請の期限）

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日は、補助事業に着手しようとする日の30日前とする。

（添付書類）

第6条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象建築物の所有権を証する書類
- (2) 補助対象建築物の付近見取図、配置図、平面図、断面図及び求積図
- (3) 補助対象建築物が昭和56年5月31日以前の耐震関係規定の適用を受けられることを示す書類及び増築の時期等を示す書類
- (4) 補助対象建築物が建築基準法令の規定に違反していないことを一級建築士等が証する建築基準法令適合報告書（第1号様式）
- (5) 耐震診断の結果により倒壊の危険性があると判断されたことが確認できる書類（耐震補強計画事業及び耐震改修事業に限る。）
- (6) 耐震改修により建築物が地震に対して安全な構造となることが確認できる書類（耐震改修事業に限る。）
- (7) 補助対象建築物の外観写真
- (8) 耐震診断又は耐震補強計画の策定を行う者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類の写し

(耐震診断事業及び耐震補強計画事業に限る。)

- (9) 補助対象建築物の耐震改修に係る建築確認済証（建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づく確認が不要である場合及び耐震改修に代えて除却を行う場合を除く。）（耐震改修事業に限る。）
- (10) 交付対象経費に係る見積書の写し
- (11) 補助対象建築物が区分所有又は共有である場合は、耐震対策の実施について全ての所有者の承認を得ていることが確認できる書類
- (12) 補助金の交付請求及び受領を耐震対策を行う建築士事務所等に委任する場合にあっては、補助金代理請求及び受領予定届出書
- (13) その他市長が必要と認める書類
(全体設計の承認申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業が複数年度にわたる場合は、規則第3条第1項の規定による申請書（規則第1号様式）を提出する日までに、全体設計（変更）承認申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、交付対象経費の総額を変更する場合について準用する。
(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えてこれを行わなければならない。ただし、補助事業が複数年度にわたる場合にあっては、第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ウに掲げる書類は、当該補助事業が完了した日の属する年度において提出するものとする。

(1) 耐震診断事業

ア 法第7条の規定により報告した書類の写し

イ 耐震判定委員会又は市長が適切であると認める者が、補助対象建築物の耐震診断の結果について、技術指針事項に基づき適切であると判定した書類の写し

ウ 耐震診断に係る契約書及び領収書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(2) 耐震補強計画事業

ア 耐震補強計画書及び設計図書

イ 耐震判定委員会又は市長が適切であると認める者が、補助対象建築物の耐震補強計画の結果について、技術指針事項に基づき適切であると判定した書類の写し

ウ 耐震補強計画の策定に係る契約書及び領収書の写し

エ その他市長が必要と認める書類

(3) 耐震改修事業

ア 1 級建築士等による適合証明書（第 3 号様式）

イ 施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真

ウ 補助対象建築物の耐震改修に係る検査済証

エ 耐震改修に係る契約書及び領収書の写し

オ その他市長が必要と認める書類

（書類の整理等）

第 9 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

（委任）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる訓は、廃止する。

(1) 津市避難路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要綱（平成 28 年津市訓第 37 号）

(2) 津市避難路沿道建築物耐震補強計画事業補助金交付要綱（平成 29 年津市訓第 45 号）

附 則（令和元年 10 月 21 日訓第 9 号）

1 この訓は、令和元年 10 月 21 日から施行する。

2 改正後の津市避難路沿道建築物耐震対策事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 27 日訓第 12 号）

この訓は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 1 日訓第 1 0 号）
この訓は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助事業	交付対象者	交付対象経費	交付対象経費の限度額	交付限度額
1 耐震診断事業	補助対象建築物の耐震診断を省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者に行わせ、法第7条の規定による報告を行う者	令和8年3月31日までに実施する耐震診断に要する費用	次に掲げる額（設計図書の復元、耐震判定委員会の判定等通常の耐震診断又は耐震補強計画の策定に要する費用以外の費用を要する場合にあっては、当該耐震診断又は耐震補強計画の策定に要する費用にそれぞれ1,570,000円を限度として加算した額） (1) 面積が1,000平方メートル以内の部分 1平方メートルにつき3,670円 (2) 面積が1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1平方メートルにつき1,570円 (3) 面積が2,000平方メートルを超える部分 1平方メートルにつき1,050円	補助対象建築物1棟につき交付対象経費に10分の10を乗じて得た額
2 耐震補強計画事業	補助対象建築物の耐震補強計画の策定を省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者に行わせる者	令和8年3月31日までに実施する耐震補強計画の策定に要する費用		補助対象建築物1棟につき交付対象経費に6分の5を乗じて得た額
3 耐震改修事業	補助対象建築物の耐震改修を行う者	令和8年3月31日までに着手する耐震改修に係る工事に要する費用（天井に係る耐震改修工事費を除き、建替え又は除却をする場合にあっては、耐震改修工事費相当分とする。）	次に掲げる額（(2)又は(3)において免震工法等の特殊な工法による場合（建替え又は除却をする場合を除く。）は、1平方メートルにつき83,800円）（建替えの場合は、除却面積を対象とする。） (1) 住宅（マンションを除く。） 1平方メートルにつき34,100円 (2) マンション 1平方メートルにつき50,200円（耐震診断の結果、構造耐震指標の値が0.3未満相当である場合にあっては、1平方メートルにつき55,200円）	補助対象建築物1棟につき交付対象経費に25分の11を乗じて得た額

			(3) 建築物（住宅及びマンションを除く。） 1平方メートルにつき51,200円（耐震診断の結果、構造耐震指標の値が0.3未満相当である場合にあつては、1平方メートルにつき56,300円）	
--	--	--	--	--

第1号様式（第6条関係）

建築基準法令適合報告書

年 月 日

（宛先）津市長

（ ） 建築士 （ ） 登録 第 号

建築士の氏名 ⑩

避難路沿道建築物について、建築基準法令の適合性を調査しましたので次のとおり報告します。

1 所有者

氏名	
住所	

2 建築物

所在地	津市
用途地域	
防火地域	
主要用途	
構造	造
延べ面積	m ²
階数	地上 階・地下 階・塔屋 階
建築着工年月日	年 月 日
建築確認済証番号	☐ 無 ☐ 有 (年 月 日 第 号)
完了検査済証番号	☐ 無 ☐ 有 (年 月 日 第 号)

3 調査結果

建築基準法との適合確認 ☐適法 ☐既存不適格 ☐違反

既存不適格又は違反の場合、次の内容を記載すること。

既存不適格又は違反の内容	
既存不適格又は違反に係る是正の内容及び時期	

増改築が行われている場合、次の内容を記載すること。

増改築履歴	☐ 無 ☐ 有
建築確認済証番号	☐ 無 ☐ 有 (年 月 日 第 号)
増改築の内容	

※ 建築士の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）津市長

申請者
住 所
氏 名
電話番号

印

全体設計（変更）承認申請書

このことについて、全体設計の（変更）承認を受けたいので、津市避難路沿道建築物耐震対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助対象建築物

補助事業 : 耐震診断事業・耐震補強計画事業・耐震改修事業
建築物の名称 :
所在地 :
用途 :
階数 : 地上 階 ・ 地下 階 ・ 塔屋 階
構造 : 造
延べ面積 : m²
建築着工年月日 : 年 月 日

2 全体設計表

	全体計画	年度別計画		
		年度	年度	年度
補助事業経費	千円	千円	千円	千円
補助事業経費 の上限額	千円	千円	千円	千円
補助申請額	千円	千円	千円	千円

(注) 全体設計の変更を申請する場合は、変更前の計画を上段に括弧書きで記載し、変更後の計画をその下段に記載すること。

3 事業期間

年 月から 年 月まで

4 全体設計の承認を必要とする理由

- ☐ 交付決定を受ける年度内に事業が完了しないため。
- ☐ 事業期間が長期（1年以上に）わたるため。
- ☐ その他（ ）

※ 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第3号様式（第8条関係）

適合証明書

年 月 日

この報告に係る建築物の耐震改修工事の内容と避難路沿道建築物耐震対策事業補助金交付申請書に記載されている建築物の設計内容の適合状況は、次のとおりであることを証明する。

() 建築士 () 登録 第 号
建築士の氏名 印

(注) 除却工事の場合、建築士を除却工事施工者と読み替え、建築士登録番号に代えて会社名、建設業法の登録番号及び建築士の氏名を代表者名として記入することも可とする。

1 対象建築物の概要

名称	
所在地	
用途	
構造・階数	
耐震工法等	☐ 耐震改修 ☐ 耐震改修（免震工法等） ☐ 建替え ☐ 除却

2 適合状況

避難路沿道建築物耐震対策事業補助金交付申請書に記載されている耐震改修工事の内容と実際の耐震改修工事の内容の適合確認（確認し ☒ を記入）	☐ (1) 現地において、耐震改修工事の状況及び耐震改修工事が完了していることを確認している。
	☐ (2) その上で避難路沿道建築物耐震対策事業補助金交付申請書（交付変更申請を行った場合にあっては、最終の申請書）に記載されている耐震改修工事内容と、実際の耐震改修工事内容が適合していることを確認している。
	☐ (3) 物件の写真のうち耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後の耐震改修工事箇所の写真について、実際の耐震改修工事箇所のものであることを確認している。

上記(2)で適合が確認されない場合、次の内容を確認すること。

(4) 交付申請時（変更承認申請を行った場合にあっては、最終申請時）からの設計変更の有無	有・無
(5) 耐震改修の結果、建築物が地震に対して安全な構造となるとして認められた内容に関する変更の有無	有・無

（注） 建築基準法第6条第1項に定める「建築物の計画変更の内容」又は完了検査申請書「確認以降の軽微な変更の概要」欄に記載した事項がある場合は、(4)については「有」とすること。

(5)で「有」を選択した場合、次の内容を記載すること。

耐震改修の結果、建築物が地震に対して安全な構造となると認められた内容	変更の概要	耐震改修の結果、建築物が地震に対して安全な構造となると認められた内容に影響を与えないと判断した理由

※ 建築士の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。